

第1回 安中市庁舎に関わる市民懇談会会議録

開催日時	令和2（2020）年6月23日（火）午後6時30分から午後9時6分まで
開催場所	安中市役所本庁舎3階 委員会室（安中市安中一丁目23番13号）
出席委員 （敬称略）	小竹裕人（会長）、小川博（副会長）、吉田茂、河井香織、小林和樹、高橋正章、前島正樹（代理：佐藤俊樹）、三好建正、恩幣宏美、半田樹衣、藪ほの郁、久米史可、石井清和、北野敦則、大石祐子（計15人）
欠席委員 （敬称略）	佐俣利幸、竹内佳重、三辻茂（計3人）
事務局等	栗野副市長、阿部総務部長、地域力創造アドバイザー大山氏 〔企画課〕田中課長、大野係長、金田主任 〔建築住宅課〕櫻井課長、田嶋係長
傍聴者	1人
公開日	令和2（2020）年7月3日（金）

●会議内容は次のとおりです。

1 開会（午後6時30分開会）

2 市長あいさつ 安中市長 茂木英子

〈あいさつ要旨〉

本日は、夕方からの会議で大変お疲れのところ第1回の安中市庁舎に関わる市民懇談会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。新型コロナウイルスの関係で、当初3月末の予定であった第1回会議を約3カ月延期して、皆様のご協力で開催できましたことに心より感謝申し上げます。

この安中市役所の庁舎は後で内覧もしていただきますが、この会議室は平成13年に建った新庁舎の3階にありますが、一番古い旧庁舎は昭和34年に竣工し約60年経過、その他中庁舎など付け足しで増築してきました。老朽化が進み、昨今の巨大地震など自然災害の大規模化があるなかで、今まで考えてこなかった庁舎について考えていくには、市の庁舎は市民の財産であるので、まずは市民の皆様のお考え、機能性などご意見をいただいた上で、まだ先は長いのですが、市が方向性を決めていきたいと考えています。今後会議も計5回ほど開催されますが、ぜひ市役所への思いなども含めてご議論いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。大変お世話になります。

3 委員紹介 名簿の順に自己紹介（自己紹介後、市長退席）

4 会長・副会長の選出

[会長] 小竹裕人委員 [副会長] 小川博委員 に決定

5 会長・副会長あいさつ

会長：前橋の美術館のワークショップなど何回かワークショップの会長を務めさせていただいたことがあります。出来レースでなく、皆様のご意見をいただきながらバランスよく話し合いたい。会の雰囲気は柔らかく、会の議論はシリアスに、という形で忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いします。

副会長：普段は区の仕事に追われており、あまり専門的なことはわからないが皆様のご協力を得ながら、少しでも多くのお力添えをいただければと思っております。よろしくお願いします。

6 議事 [議長：会長]

(1) 懇談会設置要綱、懇談会の運営等について

[事務局より資料 No. 1、2、3、4 により説明]

〈説明要旨〉

- ・運用方法（案）（資料1）は、会議録は発言者名を伏せて作成すること、傍聴人の制限などについて説明し、委員一同より了承を得た。
- ・設置要綱（資料2）は、令和元年12月1日付けで施行しているが、第2条の所掌事務、第3条の組織、第4条の任期の内容について報告した。
- ・検討フロー（案）（資料3）は、全5回でどのような検討を行うのか、流れについて説明した。なお、第3回懇談会テーマ：今後の方向性についてはあくまでも整理のイメージとして紹介した。第4回・第5回会議で提案書案をまとめて、市長に提出する。
- ・開催スケジュール（案）（資料4）は、6/23以降月に1回のペースで会議を開催し、10月下旬市長に提案書の提出を予定しているが、新型コロナウイルス対応や進み具合などで変更の可能性がある。会議資料は事務局で可能な範囲内で準備する旨を説明した。

[質疑応答等]

会長：資料2は報告で特設委員が提案するものでもなく、資料3、資料4は案ということだが、今日了承を得て資料のタイトルから「案」が取れるというものでもなく、引き続き会議を進めていきながら弾力的に、目安、イメージとして柔らかく捉えていただくものとの事務局の説明である。内容について質問などあるか。

会長：なければよろしいということで、次に進める。

(2)庁舎に関わるこれまでの経緯について

[事務局より資料 No, 5、 6、 7 により説明]

〈説明要旨〉

- ・これまでの経緯（資料5）は、平成19年2月23日の本庁旧庁舎と中庁舎の耐震診断判定結果通知が出されたことから始め、庁内事前準備組織で3か所（埼玉県北本市、茨城県稲敷市、長野県小諸市）に視察に行ったが選定理由は人口規模が似ていて、特徴的な機能があり、近場で新しい庁舎であること、その後報告書が提出されたことを紹介。その他市報（広報あんなか）に3回掲載後、市民懇談会の委員募集などの経過を紹介した。
- ・「庁舎建替に関する報告書」の写し（資料6）は、平成29年に庁内事前準備組織が市長に提出したもので、視察資料は割愛したが、会場内に備え付けてある。現時点において市の公式な考えとして「参考としますが、この内容に拘束されることはない」と位置付けている。報告の経緯、構成員、会議、視察、内容、検討結果、事業費・財源の積算、工程表、庁舎面積の算出について準備組織で検討した内容の概略を説明。財源について合併特例債はほぼ不可能との記載があるが、現時点で令和8年3月末までに延長された旨も説明した。
- ・これまでの広報（資料7）は、災害に備えるというテーマで全3回掲載した。初回の掲載では耐震性能ランクについてもわかりやすくまとまっているので、確認をお願いしたい旨を説明した。

[質疑応答等]

会長：資料6については、その内容に拘束されることはないとの説明だったが、資料5～資料7までで、なにか質問などあるか。

委員：資料7で旧庁舎がDランク、中庁舎がCランクとのことだが、新庁舎、保健センター、西庁舎は耐震診断をしなかったのか。

事務局：耐震診断を行う義務付けがあるのは昭和56年以前に旧耐震基準で建築されたもので、新庁舎は平成13年、保健センターは昭和61年、それぞれ新耐震基準において建築されたもののため、実施してないが、耐震は大丈夫であろうと思われる。昭和39年建築の西庁舎での耐震診断の状況、経緯は次回までに確認し、報告する。

委員：どこが良くてどこが悪いのかわからないと、どういうものを建てればいいかわからない。10年前の試算で9500㎡の庁舎面積だが、人口減少も進んでいて、実際にどのくらいの規模が必要なのかを出してもらわないと会議をしてもわからない。

会長：資料6の面積は試算値ではあるけれども、現状に照らすとどうなのか確認する必要があるとのご指摘でもあるし、少子高齢化などで今の職員数、現員のままでよいのか、組織変更なども込みで考えると、長期的な部分では疑問が残るということかと思う。第2回懇談会で必要な機能・役割について検討する段で意見出しして揉んでいくな

かで、将来的な組織変更など勘案しながら微修正していくこととなっていくのかな、資料も事務局と相談しながら出せるところまで出していくということになるのかなと思う。

委員：高齢化がすすむにつれ、平らで建築面積が横に広いような建物で歩く距離が長くなるより、コンパクトでエレベーターなどで縦に高いほうが仕事もしやすくいいように感じているし、松井田庁舎にしても広くて歩くのが大変なので、階によって部署をわけることで来庁者も便利でいいのかなと思う。

会長：色んな意見があるなかで、事業費でいうと縦に長いほうがコストがかかるなどの色んな事情もあるであろうが、一緒くたに意見を出しながらみんなで考えるということになるかと思う。

委員：国土交通省方式にしる総務省方式にしる事務職員数で必要面積を出しているが、旧松井田町と旧安中市が合併したという事情もあり現在の職員数は適正かわからない部分もあるので、市の人口規模から必要な面積を出したほうがこれからはいいと思う。

会長：この算出基準は役職によって必要面積を分けて考えてもいるようだが果たしてこれでよいか、安中のなやり方もこれからの議論で考えていくのでもあるが、「よすが」としてこの基準で市は算出したのであろう。意見出しではこれにひっぱられないでよいとも思う。資料6によれば本庁舎の現在地は第1種住居地域の指定で、建蔽率、容積率があまり高くないなどの制約があるようだが、指定は群馬県が行うのかどうか。

委員：最終的には県で決定かと思う。用途地域は商業地域や工業地域、住居系地域などあるが、あちこちに色んなものがあると街並みとしてよくないとか、環境整備として建てられる建築物の規模をそれぞれの地域で決めている。用途地域のほか農業系の地域などの制約もある。現在地が第1種住居地域となっている経緯はわからないが、土地の広さに対してあまり大きなものは建てられないという状況かと思う。商業地域であれば大規模な建物が建てられる。

会長：用途地域の網掛けも変えることができるのかゆくゆく気になるポイントでもある。

委員：職員数の関係で質問があったが、行政職 520 人、医療職 120 人の計 640 人、臨時職員と嘱託職員は計 491 人という議会の広報資料による報告があったようである。

委員：人口規模で役所の庁舎を決めたらいいのではという話は、庁舎に一番長く滞在しているのは市の職員だが、一人当たりどのくらいのスペースが必要か基準を示しているのが、国交省や総務省。大体全国の市町村の庁舎の面積を決めるときは、これにならって決めているというのが基本。そのなかで市側で市の職員がこんなにいないとなれば庁舎面積も減るし、まちが発展していきもっと職員数が必要であれば増える、将来展望を見据えて決まってくるのであろう。その増減の判断にあたり人口規模も間接的に関わってくるのであろう。

会長：地方交付税交付金もそうだが、標準的な団体があって、それを増やしたり縮めたりで予算が決まってくるが、ベースとなる標準的な自治体の人口であったり、子ども、高齢者の数であったりで予算増減をしている。庁舎の建設にあたっては基準があって、それが職員数などとなっているが、これに拘泥される必要があるのか事務局と相談する。なにか質疑あれば引き続き受け付けるが、一旦休憩を挟んだのち次の議事をすすめる。(8分休憩)

(3) 庁舎に関わる現状と課題について

[事務局より資料 No. 8、9、10、11、12 により説明]

〈説明要旨〉

- ・現庁舎の概要(資料8)は、主に老朽庁舎(旧庁舎・中庁舎)の竣工年、経過年数、構造(RC(鉄筋コンクリート)造)、I s 値、耐震性能ランクについて説明した。
- ・県内12市の竣工状況(資料9)は、安中市の旧庁舎が県内12市で一番古く、中庁舎は伊勢崎市の本館に続き5番目に古い旨を説明した。
- ・計画上の位置づけ(資料10)は、第2次総合計画、公共施設等総合管理計画、新市建設計画上での庁舎整備の位置づけについて紹介した。
- ・現庁舎の課題として考えられること(資料11)は、耐震性の不足、老朽化(平成27年度～平成31年度にかけて空調設備改修、ボイラーの更新等で約4800万円の修繕費がかかっているほか、雨漏りも発生しているなど)、市民利用への配慮不足(旧庁舎・中庁舎にはウォシュレット便座はなく、全体でも3割程度であるなど)、防災拠点としての機能不足(防災無線や情報通信機器が耐震性の低い旧庁舎にあるなど)、その他(老朽化対応や省エネ機能がないための維持管理コスト増など)が一例として挙げられることを説明した。
- ・耐震診断業務委託報告書の写し(資料12)は、一部を抜粋したものであるが、原本は会場に備え付けてある。旧庁舎、中庁舎併せて委託料として577万5千円を支払い調査した。それぞれ結果通知書記載の判定結果、耐震診断概要(I s 値、耐震性能評価(性能ランク等、ランク上昇・下げ要因、上げ下げ後のランク)、調査状況写真などを説明、紹介した。

[質疑応答等]

会長：資料12の目次の見え消し部分は、今回資料から割愛したから線が引いてあるという理解でよいか。

事務局：目次の見え消し部分は、そもそも今回の検査対象となっていないため、調査をしていないから線が引いてある。更に今回調査している部分についても資料を割愛しているが、原本は会場内に備え付けてある。

会長：隠すというわけではないとのことなので、ご確認いただきたい方はご確認していた

だければということである。

委員：資料 12 について補足すると耐震診断業務は建築会社が行うが、群馬県建築技術センター建築物耐震診断判定委員会という国から認められている機関が建築会社の行った診断業務が正しいかどうかきちんと判断して出した結果であるため、他の会社に依頼すれば別の結果が出るというものではない。

耐震診断は 1 次～3 次診断までであるが、1 次診断は簡易的な診断で、2 次診断でより詳細に、建物の一部をくり抜き強度や劣化具合を写真のとおり測ったりする。3 次診断はもっと専門的で複雑な計算などするが、基本的には 2 次診断の結果を使っているのが現状。

I_s 値が耐震性能があるかどうかの指標で、 $I_{s0}=0.70$ というのがあるが、一般の建物であると 0.60 である。0.60 以上あればまあまあ耐震はいいですということになるが、公共、行政の施設というのは、一般の建物よりも強くつくらなければならない。災害が起きた時に行政が先頭を切って市民の安全を守らなければならないなかで、その建物が先に壊れてしまうわけにはいかないから少し多めに、国の基準で決まっている。0.70 を下回ると耐震性能がないということである。

X 方向、Y 方向というのは建物の南北方向か東西方向か、長手方向か短手方向かということと考え、旧庁舎は PH（ペントハウス）の Y 方向で 0.14 でほとんど耐震性能がない、他の階でも 0.70 に到達しているのは 1 つもないので、かなり耐震性能は低いということになる。

耐震性能ランクの A ランクは大地震が来たときに無傷ではないが、建物が倒壊する可能性はほぼないであろう、B ランク（0.60 以上）はある程度建物にひび割れなど出るが、崩壊する可能性は低いが、施設の機能が使えなくなる可能性がある、C ランク（0.30 以上 0.60 未満）は大地震が来たときに倒壊する可能性がある、D ランク（0.30 未満）は大地震が来たときに倒壊する可能性が高いということである。

旧庁舎は数値でみると 0.30 以上の C ランクだがそれぞれの建物の特徴を加味して、ランクを上げてても下げてもいいのではというのが上昇、下げ要因である。大地震時に頑張ってくれる大きな壁があれば上昇要因、スラブ（床部分）のたわみが 100 cm で 1 cm たわんでいれば下げ要因、敷地が崖地、高台などの不整地であれば下げ要因など。それら加味してコメントのとおり「直上階に壁をもつ第 2 種構造要素の柱があり、又、コンクリート強度が、 13.5N/mm^2 未満であるため、（C3 ランクから）ランクを 1 つ下げて D1 ランクとする。」ということである。

コンクリート強度が、 13.5N/mm^2 未満はかなり低い（弱い）ほうで、現在法律で決められている強度は 18N/mm^2 以上。設計式においてもそれ以上のものを基本的には使う。60 年前のものでそれなりの素材（当時もいい素材もあったが）ということ。

大地震については、現在の建築基準法で建物を建てる際の 3 段階の基準があるが

第1段階として建物が通常の建っている状態で使えなくなることがないこと、例えば人やモノが載ったりするなかで、ドアが開かなくなるや床がたわむなどないこと。第2段階として建物が建っている間で一度くるかどうか（50年～100年に一度）の中程度の地震（一概に言えないがだいたい震度5強、6くらい）、大型台風の後には、そのまま補修せずに使えるようにできること、第3段階は500年～1000年に一度の大地震の際に建物が（壁にひび割れ、鉄筋が露出するかもしれないが）倒壊しないように、人の命を奪うことがないようにすることが設計法で決まっている。

今回の診断結果は万が一の大地震が来たときに旧庁舎は潰れてしまう可能性が高いというもの。逆にいえば大きな地震が来なければ建ってはいるが、2011年の東日本大震災は500年に一度、1000年に一度といわれている地震であったし、東南海でも大地震が来るといわれ30年、40年経っているが、それらが大地震である。今すぐ潰れるわけではないが、群馬は地震が少ないといわれているが断層もありそれが動く大地震となる可能性もある。2011年の地震では群馬は震度5弱、5強の地震がきたが潰れてないが（多少補修などしたのだろうが）、それが中地震程度ということで、それ以上であれば潰れる可能性が高いということである、というイメージを持っていただければよいと思う。

委員：いずれにしろ旧庁舎と中庁舎はダメであるということか。

委員：大地震が来た時にAランク、Bランクであれば、建物の一部が壊れるにせよ潰れて、人が亡くなることはないだろう。Cランク、Dランクであれば建物が潰れる可能性があるという客観的な判断である。

会長：理論上、科学的には危険であるが、東日本大震災のときもひび割れなどあったかもしれないが、結果としてはたまたま潰れなかったという理解となるのであろう。

委員：鉄筋コンクリート（RC）造の寿命もある。建築基準法でも決められているが、中に入っている鉄筋が錆びると、建物の寿命と決まっている。コンクリートは強アルカリ性でpH（ペーハー）では14、上限の数値である。アルカリ性の高いものの中に鉄筋とか錆びるものを入れておくと錆びる（酸性になる）ことはない。コンクリートのアルカリ性は表面から中性化していく（pHが落ちていく）が、中まで進んでいくと鉄筋が錆びはじめる。鉄筋は耐震性能を保つために必要なので錆びてなくなってしまうと耐震性能は当然落ちる。それが寿命となり、計算式もあるが平均的に60年～70年といわれている。資料12の12ページの写真にも中性化試験（コンクリートに薬品をかけて反応を試験）があるが、それほど中性化はしてないようである。24ページの鉄筋の写真では主筋径25パイとあるが、今鉄筋コンクリート造で使う鉄筋は異形鉄筋というもので、表面がでこぼこ、凹凸しているものである。60年前はその技術がなく表面がつるつるしている。鉄筋とコンクリートが一体化して機能を果たしているの、現在の建築基準法では異形鉄筋を使うこととなっている。

会長：ちょうどラーメンの麺がちぢれているほうがスープに絡むような、コンクリートと

がちり組み合わさるようなそんなイメージか。

委員：そうである。例えば鉄筋の錆びを止めるための補修をするような工法もある。鉄筋までのコンクリートを全部斫（はつ）り、新しいコンクリートを打てば、そこから60年くらいは錆びないであろうが、鉄筋自体が今の基準に適合していないという点では問題があるのもある。兵庫県南部地震で倒壊した鉄筋コンクリートの建物はほとんどつるつるの丸鋼を使っているのが多かったのも、まあまあ危険と思われる。建物そのまま鉄筋を交換することもできるが、それでよいのかどうかも懇談会で委員の意見を聞いて判断することでよいのであろう。

会長：主筋径が25パイという太さはどうか。

委員：太さとしては問題なく、太いものを使っている。

会長：首都高で海砂を使っていて鉄筋を錆びさせてコンクリートが剥離し、落ちたとかという問題もあったが、写真をみると鉄筋も綺麗だがこの建築年代はそういう問題もあるのか。

委員：海砂は塩分を落とすが全部を落とさきれず残ってしまい、コンクリートをアルカリ性から酸性にしていまい鉄筋が錆びるといっているのが、群馬なのでわざわざ海砂を持ってくることはないのではないか。写真をみる限りでもおそらく川砂利、玉砂利を使っていると思われるので、塩分はないと思われる。当時は川砂利や玉砂利で川べりに転がっているものを使うことが多かったが、自然破壊になると、最近は足りなくなってきたので、山を砕いて碎石をコンクリートに使っている。

会長：東京オリンピック（1964年）の時に工事量が多く、原材料が足りなくなり急遽の材料を使ったところ、あとで大きなしっぺ返しがあったように記憶していたので、お聞きした。

委員：結局のところ、老朽庁舎は壊したほうがいいのか、耐震補強をするのがいいのか、資料だけだとよくわからないがどちらがいいのか。

委員：どちらでも大丈夫である。将来的にみて、壊して作るというのはほかの要因が強い。待合室が狭いなど市役所の機能が60年前、50年前に考えた社会情勢からかなり変わっている。情報化社会の進展や建築関係の法改正もある。一番大きいのは20年くらい前にバリアフリー法で建物には必ず身障者用のエレベーター、トイレを付けるなど決まっているが、それ以前の建物は当然気にせず2、3階建てでエレベーターがなかったり、あっても車イスに対応していないことなどがある。そういうものを新たに付けますとか段差をなくしますとかの工事や補強工事をするのであれば新しくしたほうがいいのかという考え方もあれば、がちがちに補強したものがみえてしまうが、安上がりでお金もないので、という考え方もある。あくまでも建替え一択ではないが、Dランクであれば建て替えた方がよく、Cランクは補強してもまだ使える、ということになる。

普通の住宅やマンションは補強すればいいのだが役場庁舎は防災拠点となるとい

うことは重要な点。マンションや事務所、ビルを建てる時よりも新築設計時には2割から3割強めに設計する。通常の建物は1.2や1.3の安全率をかけるが高崎芸術センター、Gメッセ群馬など、学校も含めて基本的に公共施設は1.5の安全率をかける。大地震が来た時に、市庁舎が潰れてしまったら市民はどこを頼りにすればいいのか、そのことで役所の職員が右往左往しているのではダメですということ。国も合併特例債もだが、大地震が来ても壊れない建物を作りなさいという国の政策で援助している。それらを含め、建替えか補強か、委員で考えていただくかたちなのだと思う。

会長：どちらか、ゼロかイチかではなくいろいろな要因があるので、これから委員のなかで市庁舎の用途やどう使うか機能を考えていき、今ある庁舎と見比べたときに、どうなのかという話につなげていければと思う。

委員：合併特例債は令和8年（3月末）まで使えるとのことだが、使える金額、合併特例債でまかないきれぬのかどうか、建物を建て終わってなければいけないのかなど情報あれば。

事務局：令和8年3月末までに庁舎が供用開始されていることが合併特例債の条件。合併特例債の限度額は現状では36億円あまり。

会長：全額というわけにもならぬそうだが、庁舎の規模による部分もありそうなので、おいおいこちらも話し合えればと思う。

委員：現庁舎が建っている場所の敷地面積は。建替えの場合はどこまでの施設を新しい庁舎に入れることを考えて検討しているのか。

事務局：現庁舎の敷地面積は正確な数字が手持ちでないので、次回報告する。これから日程が進むのに当たって、どういう庁舎が必要か議論のなかで検討していくことになる。旧庁舎と中庁舎が老朽化してほうっておける状態ではないためそこだけ対応するか、あるいはもっと機能を増やすかなどによって内容が変わってくるが、現時点で前提としていただけるようなものはない。

委員：資料6の報告書では、本庁舎と松井田庁舎を合体させる前提で庁舎面積も考えていたが、今回はゼロから考えるということか。

事務局：資料6の10ページの第8回の会議では役所の効率性、合理性の理想で考えれば一か所に機能を集中させるのがよいという原則論の一方で、広範な地理条件や松井田庁舎は比較的新しい建物であるから有効活用を考慮し、分庁方式を含めた検討を今後詳細に行っていくことが必要と、市の事前準備組織でも結論を出している。庁舎機能をどうするか、各庁舎が分散していて、どこを改修するかそのまま使うかなど種々の条件があるなかで、市民懇談会を重ねながら、複合的にご検討いただきたいと考えている。

会長：旧庁舎、中庁舎は耐震性の面からはあやしいという事務局の話で、庁舎が備えるべき機能は委員のなかで考えていき、機能に見合うサイズが決まってきた段階で、次にどうするか考える。物理的な庁舎の耐久性の部分と求める機能面が今の議論で一緒

に走っている状況である。

委員：旧庁舎と中庁舎は何もしなくてもいいという状況ではない。耐震診断の結果からすれば、大地震が来た時に補強なりお金をかけてなにかしないと潰れてしまうということなので、その現状をご理解いただきたいというのが、今回の会議の趣旨と事務局はしているのではないか。建て替えるのであれば、どういう機能を入れようか、新しい場所にするか、補強するだけにしようかは、委員で今後議論するということであると思う。

会長：内覧の時間もあるので、後日でも追加質問などあれば事務局に連絡いただき、次回以降会議の場でも答えるなど透明性をもってやっていければと思う。

(4) 庁舎内覧

[事務局より資料 No,13 により説明、内覧]

(内覧を希望しない委員はこの時点で退室した。)

〈説明要旨〉

- ・密対策のため、2班に分かれて配置図(資料 13)も参考にしながら建築住宅課職員の案内により庁舎を内覧いただき、耐震診断結果が出た箇所やひび割れ箇所、バリアフリーの観点などから確認いただきたい旨説明。

内覧箇所 旧庁舎望楼、議場、傍聴席、3階廊下、3階旧庁舎トイレ前、保健センター2階、2階旧庁舎トイレ(危機管理課前)、土木課前、当直室前、1階旧庁舎トイレ前、地下書庫、福祉課前、1階防災無線室前

[質疑応答等]

会長：質疑応答を予定しておったが、時間も押していることもあるので、本日は状況を把握、実態を観ていただくという目的は達成できたとして、質疑応答は省略して、全ての議事を終了したということで、事務局に進行を返します。

7 その他

次回の会議日程について

(日時：令和2(2020)年7月29日(水)午後6時30分から2時間程度)

(場所：安中市役所本庁舎3階 委員会室)

8 閉会 (午後9時6分閉会)

事務局：これをもって第1回庁舎に関わる市民懇談会の会議を閉会とします。長時間にわたり誠にありがとうございました。